

隣接法律専門職種等における懲戒処分に関する規定

1 司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）

（平成十四年五月七日法律第三十三号による改正 平成十五年四月一日施行）

第五十一条 法務局又は地方法務局長は、第四十七条又は第四十八条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

2 弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）

第三十六条 経済産業大臣は、第三十二条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

3 税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）

第四十八条 財務大臣は、第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公告しなければならない。

4 行政書士法（昭和二十六年二月二十二日法律第四号）

行政書士については、懲戒処分の公告に関する規定は存在しない。

5 社会保険労務士法（昭和四十三年六月三日法律第八十九号）

（昭和五十六年六月二日法律第六十四号による改正）

第二十五条の五 厚生労働大臣は、第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

6 土地家屋調査士法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十八号）

（平成十四年五月七日法律第三十三号による改正 平成十五年四月一日施行）

第四十六条 法務局又は地方法務局長は、第四十二条又は第四十三条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

7 公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）

第三十四条

3 内閣総理大臣は、第三十条又は第三十一条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

